|  |
| --- |
| 平内町における浄化槽制度申込希望調書令和　　　年　　　月　　　日申込者現住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞日中に連絡のつく電話番号わかる範囲で該当する□にチェックする、又は必要事項を記入して下さい。記入後は、平内町役場地域整備課に提出してください。なお、この希望調書で浄化槽制度の利用申込みが完了するわけではありません（不明な部分があった場合、後日、役場から聞き取りする場合があります）。　注意事項　浄化槽制度は「以前、浄化槽補助金助成制度及び市町村設置型合併浄化槽制度を利用し、浄化槽を整備したことがある建物」、「個人で設置した合併浄化槽から浄化槽補助金助成制度及び市町村設置型合併浄化槽制度を利用した合併浄化槽へ入れ替える建物（新築に伴う入れ替え含む）※」、「公共下水道の整備予定箇所にある建物」の場合は制度を利用できませんので予めご了承ください。※人数変更により浄化槽人槽が大きくなる等の理由の時は設置できる場合がありますのでご相談ください |
| ①希望する浄化槽制度 | □　浄化槽補助金助成制度（補助金をもらって自分で設置し、自分で管理する。補助金額は5人槽350,000円、7人槽440,000円、10人槽580,000円）　　　※対象となる建物は住宅及び併用住宅のみで10人槽までです |
| □　市町村設置型浄化槽制度（右下イメージ図の補助対象部分の設置費を町が負担します。それ以外は個人負担となります。使用開始後、使用者は毎月使用料を支払うこととなります。）　　　※対象となる建物は住宅及び併用住宅、公共施設等で50人槽までです |
| ②設置場所 | 平内町大字（行政区　　　　　　　　　　　） |
| ③現在の浄化槽の使用状況 | □合併浄化槽　　　　□単独浄化槽　　　　□汲み取り式　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ④使用人数 | 現在の人数　　　　人　　→　　新しい浄化槽設置後の人数　　　　人の予定 |
| ⑤住宅の種類及び面積 | □専用住宅 | 　　　　　　　　　　㎡・坪 |
| □併用住宅 | 住居部分　　　　　　㎡・坪、その他　　　　　　　㎡・坪 |
| □その他 | 　　　　　　　　　　㎡・坪（用途　　　　　　　　　　　　） |
| ⑥工事の区分 | □新築　　□排水施設の改造（増改築含む）　　□その他（　　　　　　　　） |
| ⑦設置希望年月 | 令和　　　年　　　月頃までに完成して欲しい |
| ⑧施工業者 | 業 者 名市町村設置型浄化槽制度の負担区分イメージ図補助対象・・・町負担部分配管・個人施工補助対象外・・・個人負担部分 |
| 電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名 |

　**①で浄化槽補助金助成制度を希望した方はここまでで記入終了です**

**ここから下は①で市町村設置型浄化槽制度を希望した方のみ記入します**

下記の内容をよく読んで確認できたら□にチェックを入れてください。

ア．町が負担するもの（全てにチェックが入らないと市町村設置型浄化槽制度は利用できません）

|  |
| --- |
| □1.浄化槽本体、本体から１ｍ以内の流入管と排水管、本体から５ｍ以内のブロワ配管と臭突管配管工事費用□2.浄化槽設置後の法定検査、点検、清掃・汲み取りは町の指定する業者が行い、その費用は町が負担します□3.浄化槽工事箇所にあるアスファルト及びコンクリートの撤去及び再設置費用（現況復旧のみ） |

イ．個人が負担するもの（全てにチェックが入らないと市町村設置型浄化槽制度は利用できません）

|  |
| --- |
| □1.浄化槽工事箇所ある建物、立木、庭石、水道管、排水管、その他障害物の撤去及び移設費用□2.送風機用電源に関する工事費用（送風機設置場所付近に100Vコンセントが必要です）□3.以前より使用している浄化槽撤去等費用及び便槽撤去等処理費用□4.流入管と排水管の１ｍを超える費用、送風機配管と臭突管がそれぞれ５ｍ（浄化槽出口からの平面距離）を超える費用、浄化槽を地面より３０㎝以上深く設置する場合は３０㎝を超える設置に係る費用他、標準工事以外の部分で、尚且つ浄化槽工事と一緒に施工する必要がある部分は増高経費が請求されますので平内町に納付します□5.浄化槽からの排水のための放流ポンプ設置費用（別途、放流ポンプ設置補助制度があります）□6.浄化槽工事で最低限必要な工事以外の費用は申込者と業者間で個別契約となります（例：鉄蓋に変更するなど）□7.設置後の浄化槽使用料（公共下水道使用料の算定方法に準じた料金となります）及び送風機の電気料□8.使用者の都合による浄化槽の移転・撤去費用及び申請者等の原因による修繕費用□9.送風機等の修繕及び交換費用の２分の１（ただし、経年劣化以外の故障時は、その原因者が全額自己負担）□10.浄化槽の破損が経年劣化以外の原因となった場合は、その原因者が交換費用を全額自己負担する |

ウ．工事に際して了承してもらうもの（全てにチェックが入らないと市町村設置型浄化槽制度は利用できません）

|  |
| --- |
| □1.本申請から浄化槽設置工事着工までは通常２ヶ月、完成までは通常３ヶ月程度の日数を要します□2.市町村設置型浄化槽は車両等が乗り上げることは不可の設計となっておりますので予めご了承ください□3.設置する浄化槽の仕様は別紙図面（10人槽を超える図面は別途提供します）に準じた浄化槽を設置します□4.浄化槽本体設置工事（付属部品の設置含む）業者は平内町が指定する業者となります。□5.申請期間は毎年４月～翌年２月までで、浄化槽設置工事と完成検査が３月末までに完了する必要があります□6.設置される浄化槽は町の所有となり、設置される土地は浄化槽が設置されている間は平内町が土地所有者から無償で借用することとなります□7.浄化槽設置場所（最小で約３ｍ×２ｍ）、作業スペース、資材搬入路を事前に確保してもらう必要があります |

